

**大分県障がい福祉計画（第4期）骨子案
（新旧対照表）**

第4期大分県障がい福祉計画骨子(案)(新旧対照表)

| 第3期 | 第4期(案) | 備考 |
|---|--|--|
| 大分県障がい福祉計画(第3期) | 大分県障がい福祉計画(第4期) | |
| <p>Ⅲ 第3期計画で重点的に取り組む政策と施策</p> | <p>Ⅲ 第4期計画で重点的に取り組む政策と施策</p> | |
| <p>1 施策体系</p> | <p>1 施策体系</p> | <p>前計画どおり</p> |
| <p>2 数値目標と施策の具体的取組</p> | <p>2 数値目標と施策の具体的取組</p> | |
| <p>(1)障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援</p> | <p>(1)障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援</p> | |
| <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所施設からの地域移行(地域移行者数、施設入所者数) 精神科病院からの地域移行 <ul style="list-style-type: none"> →入院1年未満の退院率 入院5年以上かつ65歳以上の退院者数 地域移行支援等による地域移行 相談支援従事者養成数 | <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所施設からの地域移行(地域移行者数、施設入所者数) 精神科病院からの地域移行 <ul style="list-style-type: none"> →入院3ヶ月時点の退院率(新規) 入院後1年時点の退院率(新規) 1年以上の在院者数(新規) 地域移行支援等による地域移行 相談支援従事者養成数 | <p>前計画どおり</p> <p>前計画どおり</p> <p>国の指針により追加</p> <p>国の指針により追加</p> <p>国の指針により追加</p> <p>前計画どおり</p> <p>前計画どおり</p> |
| <p>【具体的取組み】</p> | <p>【具体的取組み】</p> | |
| <p>○グループホーム、ケアホーム等地域生活における住まいの場の確保</p> | <p>○グループホーム等地域生活における住まいの場の確保(見直し)</p> | <p>H26.4.1からケアホームがグループホームへ一元化されたことによる見直し</p> |
| <p>○移動に対する支援</p> | <p>○地域生活への移行支援(見直し)</p> | <p>表現の見直し(前計画:○入院(所)者に対する地域移行支援)</p> |
| <p>○居宅介護等地域生活を支えるサービスと相談支援体制の充実</p> | <p>・長期入院精神障がい者の地域移行・地域定着支援(新規)</p> | <p>H26.4の精神保健福祉法改正に伴う国の指針により、長期入院精神障がい者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性が示されたことによる追加</p> |
| <p>○入院(所)者に対する地域移行支援</p> | <p>・地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援(新規)</p> | <p>国の指針により追加</p> |
| <p>○矯正施設から退所した障がい者への支援</p> | <p>○サービス提供基盤の整備と相談支援体制の充実(見直し)</p> | <p>表現の見直し</p> |
| <p>○地域社会の理解の促進</p> | <p>○意思疎通支援(新規)</p> | <p>障害者総合支援法に基づき、平成25年度から市町村地域生活支援事業に意思疎通支援事業が必須事業となったことによる追加</p> |
| <p>○災害時要援護者である障がい者への対策の確立</p> | <p>○移動に対する支援</p> | <p>前計画どおり</p> |
| <p>○障害施設から退所した障がい者への支援</p> | <p>○障がい者アートの振興(新規)</p> | <p>障がい者アートの価値に着目し、その良さをアピールする作品展が民間主導で行われていることによる追加</p> |
| <p>○地域社会の理解の促進</p> | <p>○障がい者アートの振興(新規)</p> | <p>障がい者アートの価値に着目し、その良さをアピールする作品展が民間主導で行われていることによる追加</p> |
| <p>○災害時要援護者である障がい者への対策の確立</p> | <p>○矯正施設から退所した障がい者への支援</p> | <p>事業開始から年数が経過しているため、その必要性等の記載について修正</p> |
| <p>○矯正施設から退所した障がい者への支援</p> | <p>○障がいや障がい者に対する理解の促進(見直し)</p> | <p>大分県長期総合計画に合わせた見直し</p> |
| <p>○地域社会の理解の促進</p> | <p>○災害時に配慮を要する障がい者への対策の確立(見直し)</p> | <p>災害対策基本法の改正による修正及び福祉避難所指定促進事業に関する時点修正</p> |
| <p>○災害時要援護者である障がい者への対策の確立</p> | <p>(2)障がい者の就労促進</p> | |
| <p>(2)障がい者の就労促進</p> | <p>(2)障がい者の就労促進</p> | |
| <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行 障がい者雇用率全国順位 平均工賃月額 | <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行 就労移行支援事業の利用者数 就労移行支援事業所の就労移行率 障がい者雇用率全国順位 平均工賃月額 | <p>前計画どおり</p> <p>国の指針により追加</p> <p>国の指針により追加</p> <p>前計画どおり</p> <p>前計画どおり</p> |
| <p>【具体的取組み】</p> | <p>【具体的取組み】</p> | |
| <p>○障がい者の雇用の拡大、職場定着のための支援の充実</p> | <p>○障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実(見直し)</p> | <p>前計画同様、障がい者雇用率日本一という目標を設定 障がい者の特性や個別のニーズに合わせ、就業面と生活面を一体的に支援する体制整備について記載</p> |
| <p>○障がい者の就労工賃の向上</p> | <p>○障がい者の工賃向上のための支援</p> | <p>共同受注、共同販売などの取組を進めるとともに、展示販売の場を提供するなど、障がい者の製品、商品の普及宣伝の推進及び、障害者優先調達推進法に係る官公需の受注機会の拡大について記載</p> |
| <p>(3)障がいのある子どもと親へのライフステージを通じた支援</p> | <p>(3)障がいのある子どもと家族への支援の充実(見直し)</p> | <p>表現の見直し</p> |
| <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達相談支援につながった未就学児数 放課後等デイサービス事業所箇所数 | <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達相談支援につながった未就学児数 | <p>前計画どおり</p> <p>目標値達成したため、数値目標の削除</p> |
| <p>【具体的取組み】</p> | <p>【具体的取組み】</p> | |
| <p>○障がい児等への療育支援</p> | <p>○ライフステージを通じた一貫した支援体制の整備(見直し)</p> | <p>「大分県障がい者基本計画(第4期)」の記述に沿って見直し</p> |
| <p>○未就学児への早期からの支援</p> | <p>○障がい児に対する支援の充実(見直し)</p> | <p>「大分県障がい者基本計画(第4期)」の記述に沿って見直し 項目は削除するが、内容については他の項目に記載</p> |
| <p>○子どもの心の支援ネットワークの構築</p> | <p>○教育委員会との連携による支援の充実</p> | <p>「大分県障がい者基本計画(第4期)」の記述に沿って削除</p> |
| <p>○市町村への支援</p> | <p>○障がいのある子どもの親(家族)への支援</p> | <p>前計画どおり</p> |
| <p>○教育委員会との連携による支援の充実</p> | <p>○障がいのある子どもの親(家族)への支援</p> | <p>前計画どおり</p> |
| <p>○障がいのある子どもの親(家族)への支援</p> | | |

第4期大分県障がい福祉計画骨子(案)(新旧対照表)

| 第3期 | 第4期(案) | 備考 |
|---|--|---|
| 大分県障がい福祉計画(第3期) | 大分県障がい福祉計画(第4期) | |
| 3 障がい福祉サービス量の見込及び質の向上等 | 3 障がい福祉サービス量の見込及び質の向上等 | |
| (1)必要な自立支援給付の量の見込 | (1)自立支援給付の必要量の見込(見直し) | 表現の見直し |
| 【数値目標】 ・県全域でのサービス見込量 ・圏域別、サービス種類別、サービス見込量 | 【数値目標】 ・県全域でのサービス見込量 ・圏域別、サービス種類別、サービス見込量 | 前計画どおり 前計画どおり |
| (2)必要入所定員数 | (2)必要入所定員数 | 前計画どおり |
| (3)従事者の養成、サービスの質の向上等 | (3)従事者の養成、サービスの質の向上等 | |
| ①各種研修の実施 | ①各種研修の実施(一部新規) | 強度行動障害支援者養成研修の追加 |
| ②福祉関係職員の処遇改善 | | 障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用した福祉、介護人材の処遇改善事業の項目を削除 |
| ③第三者評価の促進 | ②指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価(見直し) | 表題の見直し |
| ④事業者における苦情解決体制の整備 | ③事業者における苦情解決体制の整備 | 前計画どおり |
| ⑤障がい者に対する虐待の防止 | ④障害者等に対する虐待の防止 | 前計画どおり |
| (4)地域生活支援事業の実施見込 | (4)地域生活支援事業の実施見込 | |
| 【地域生活支援事業の実施の考え方】 ○県の主な必須事業 ①広域的な支援事業 i 県相談支援体制整備事業 ii 県自立支援協議会 iii 障がい児等療育支援事業 ②専門性の高い相談支援事業 i 発達障がい者に対する支援 ii 障害者就業・生活支援センター事業 iii 高次脳機能障がい者に対する支援 | 【地域生活支援事業の実施の考え方】 ○県の主な必須事業 ①広域的な支援事業 i 県相談支援体制整備事業 ②専門性の高い相談支援事業 i 発達障がい者に対する支援 ii 障害者就業・生活支援センター事業 iii 高次脳機能障がい者に対する支援 iv 障がい児等療育支援事業(上記①から移動) ③専門性の高い意思疎通支援事業(新規) ⅰ盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業(新規) ⅱサービス・相談支援者、指導者育成事業(新規) | 前計画どおり 前計画どおり 「ⅰ県相談支援体制整備事業」を含むため削除 前計画どおり 前計画どおり 前計画どおり 国の事業体系にならない、項目を移動 平成25年度から市町村地域生活支援事業に意思疎通支援事業が必須事業となったことによる追加 平成25年度から市町村地域生活支援事業に意思疎通支援事業が必須事業となったことによる追加 国の事業体系にならない、県の主な任意事業①から移動記載するメニューが多いため、項目を立てる |
| ○県の主な任意事業 ①各種の研修事業 ②生活訓練等事業 ③情報支援事業 ④社会参加促進事業 ⑤スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 | ○県の主な任意事業 ①生活訓練等事業 ②情報支援事業 ③社会参加促進事業 ④スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 ⑤文化芸術活動振興事業(新規) | 前計画どおり 前計画どおり 前計画どおり 前計画どおり Ⅲ-3-(4) ○県の主な必須事業 ③-ⅱに移動 障がい者アートの価値に着目し、その良さをアピールする作品展が民間主導で行われていることによる追加 |
| IV 今後の施策の推進にあたって | IV 今後の施策の推進にあたって | |
| 1 障がい者施策を巡る国の動き | 1 障がい者施策を巡る国の動き | 前計画どおり |
| (1)自立支援法を巡る動き | (1)障害者総合支援法の動き(3年ごとに見直し) | 障害者総合福祉法の施行による修正 |
| (2)障害者の権利に関する条約(仮称)締結に必要な国内法の整備等の動き | (2)障害者差別解消法の施行に向けた動き(新規) | 障害者差別解消法の施行に向けての動向による追加 |
| 2 計画の推進 | 2 計画の推進 | |
| (1)国の動きに対する対応 | (1)国の動きに対する対応 | 前計画どおり |
| (2)市町村との連携 | (2)市町村との連携 | 前計画どおり |
| (3)計画の進行管理 | (3)計画の進行管理 | |
| | 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価(PDCAサイクルの導入)(新規) ・各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定める。 | 国の指針により追加 各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定める |